

奈良県文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第四十七号

奈良県文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県文化会館条例施行規則（昭和四十三年四月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第四号中「場合及び」を「場合並びに」に、「前三月」を「前六月」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和二年五月一日から施行する。